

令和6年度地方税制改正（税負担軽減措置等）要望事項

（ 新設 ・ 拡充 ・ 延長 ・ その他 ）

| | | | |
|-------------|---|------|--------|
| No | 1 | 府省庁名 | こども家庭庁 |
| 対象税目 | 個人住民税 法人住民税 事業税 不動産取得税 固定資産税 事業所税 その他 （地方消費税、徴収規定等） | | |
| 要望項目名 | こども・子育て支援加速化プランに基づく制度改正等に伴う税制上の所要の措置 | | |
| 要望内容（概要） | <p>「こども未来戦略方針」（令和5年6月13日閣議決定）において、「こども・子育て支援加速化プラン」の内容の具体化を進め、必要な制度改正のための所要の法案を2024年通常国会に提出すること等とされているところ、本プランに基づく制度改正等に伴う税制上の所要の措置を講じる。</p> <p>＜参考1：こども未来戦略方針（令和5年6月13日閣議決定）＞ （前略）Ⅲ-1（「加速化プラン」において実施する具体的な施策（注1））の内容の具体化と併せて、予算編成過程における歳出改革等を進めるとともに、新たな特別会計の創設など、必要な制度改正のための所要の法案を2024年通常国会に提出する。 （中略）さらに、本戦略方針に盛り込まれている施策のうち、高等教育費の更なる支援拡充策、今後「こども大綱」の中で具体化する貧困、虐待防止、障害児・医療的ケア児に関する支援策について、今後の予算編成過程において施策の拡充を検討し、全体として3兆円半ばの充実を図る。 （注1）児童手当の拡充、「出産・子育て応援交付金」（10万円）・伴走型相談支援の制度化に向けた検討、現行の幼児教育・保育給付に加え、新たな通園給付（「こども誰でも通園制度（仮称）」）の創設等 （注2）現行の児童手当や教育・保育給付等には、非課税措置等が講じられている。また、現行の相談支援事業についても、各種非課税措置が講じられている。</p> <p>＜参考2：規制改革実施計画（令和5年6月16日閣議決定）＞ 原則として0～2歳を対象とする小規模認可保育所について、3～5歳のみの保育を可能とする特例の全国展開について、次回の児童福祉法改正の際に在り方の検討を行う。等</p> | | |
| 関係条文 | 〔 〕 | | |
| 減収見込額 | [初年度] — (—) [平年度] — (—) [改正増減収額] — (—) (単位：百万円) | | |
| 要望理由 | <p>(1) 政策目的 2030年代に入るまでが、少子化傾向を反転できるかどうかのラストチャンスであり、「こども未来戦略方針」における「こども・子育て支援加速化プラン」に基づく具体的政策等を実施し、若い世代が希望どおり結婚し、希望する誰もがこどもを持ち、安心して子育てができる社会、こどもたちがいかなる環境、家庭状況にあっても、分け隔てなく大切にされ、育まれ、笑顔で暮らせる社会の実現を図る。</p> <p>(2) 施策の必要性 「こども未来戦略方針」において、「こども・子育て支援加速化プラン」の内容の具体化を進め、必要な制度改正のための所要の法案を2024年通常国会に提出すること等とされているところ、本プランに基づく制度改正等に伴う税制上の所要の措置を講じる。</p> | | |
| 本要望に対応する縮減案 | — | | |

| | | |
|-----|----------------------------|---|
| 合理性 | 政策体系における政策目的の位置付け | 1. こども政策の推進 |
| | 政策の達成目標 | 若い世代が希望どおり結婚し、希望する誰もがこどもを持ち、安心して子育てができる社会、こどもたちがいかなる環境、家庭状況にあっても、分け隔てなく大切にされ、育まれ、笑顔で暮らせる社会の実現を図る。 |
| | 税負担軽減措置等の適用又は延長期間 | — |
| | 同上の期間中の達成目標 | — |
| | 政策目標の達成状況 | — |
| 有効性 | 要望の措置の適用見込み | — |
| | 要望の措置の効果見込み (手段としての有効性) | 「こども・子育て支援加速化プラン」に基づく具体的政策等を実施することで、若い世代が希望どおり結婚し、希望する誰もがこどもを持ち、安心して子育てができる社会、こどもたちがいかなる環境、家庭状況にあっても、分け隔てなく大切にされ、育まれ、笑顔で暮らせる社会の実現を図ることが可能となる。 |
| 相当性 | 当該要望項目以外の税制上の支援措置 | 国税においても同様の要望を行っている。 |
| | 予算上の措置等の要求内容及び金額 | — |
| | 上記の予算上の措置等と要望項目との関係 | — |
| | 要望の措置の妥当性 | 「こども・子育て支援加速化プラン」に基づく具体的政策等を実施することで、若い世代が希望どおり結婚し、希望する誰もがこどもを持ち、安心して子育てができる社会、こどもたちがいかなる環境、家庭状況にあっても、分け隔てなく大切にされ、育まれ、笑顔で暮らせる社会の実現を図ることが可能となる。 |

| | |
|--|---|
| 税負担軽減措置等の適用実績 | — |
| 「地方税における税負担軽減措置等の適用状況等に関する報告書」における適用実績 | — |
| 税負担軽減措置等の適用による効果（手段としての有効性） | — |
| 前回要望時の達成目標 | — |
| 前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由 | — |
| これまでの要望経緯 | — |